

発湯監第11号
平成27年7月27日

湯梨浜町長 宮脇正道 様

湯梨浜町議会議長 光井哲治 様

湯梨浜町代表監査委員 磯江俊二

湯梨浜町監査委員 上野昭二

平成27年度第1回定期監査報告書

湯梨浜町監査委員条例第2条の規定に基づき、平成27年度第1回定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

記

第1 監査の概要

I 監査の項目

- (1) 町税等滞納整理対策の取組状況について
- (2) 新公会計制度の検討状況について
- (3) 社会保障・税番号制度の準備状況について
- (4) 危険空き家対策の取組状況について
- (5) 平成26年度・27年度契約の締結状況

II 監査の実施日、場所

平成27年6月23日(火)から6月24日(水)、監査委員室

III 実施した監査手続き

監査の対象となった項目について、資料審査、聞き取りを行った。

第2 監査の結果

- (1) 町税等滞納整理対策の取り組み状況について

町税等滞納整理対策については、平成26年度も全課で組織する整理対策本部を中心に取り組んでいるが、平成26年度は、事務局(町民課)が各課個別ヒアリングを行い、各課の事務処理上の改善点を指摘するなど一歩前進の姿勢が認められた。ただし、本部での議論をしてみる

と徴収困難案件については弁護士への相談が必要となるもの、比較的方針が立てやすいもの等、個々の状況が違ってもかかわらず、一律議論している段階であると認められる。

このため、過年度滞納の徴収困難案件については、1件ずつ滞納に至った事情、その後の納付指導の経過と証明書類の有無、滞納者の現在の状況等を記載したいわゆる名寄帳のようなものを作成し、個々の状況に応じた今後の方策を議論検討する必要を助言指導した。特に、時効期間（2年あるいは5年）が到来すれば自動的に債権が消滅する公法上の債権（下水道負担金、保育料など）については、各課が時効が中断しているとしている理由等をあらためて点検するよう指導した。

（2）新公会計制度の検討状況について

新公会計制度への移行とは、現在地方公共団体が行っている「現金主義による財務会計制度」（現金の出入によって予算・決算を経理する制度。従って現金の移動のない土地・建物等の保有状況などは、帳簿上経理できない）に代えて「発生主義による財務会計制度」（民間企業のように貸借対照表や損益計算書（行政コスト計算書）を作成して土地・建物等を含めた現在の経営状況や当年度の損益状況を明らかにし、よりの確な経営状態を判断できる財務経理制度）に移行する取り組みである。

当町では、この移行に向けて、平成26年度から「固定資産台帳整備業務」及び「公共施設等総合管理計画策定業務」を内容とする委託契約を締結し検討に着手したところであるが、これらの台帳等は新公会計制度移行の際に必要な固定資産の正確な価格を把握するための補助簿となるものである。従って、現在は本格的な導入検討というよりも、その前提となる諸々の調査整理業務に着手したというべきところである。

しかし、この作業段階でも、作成された「公共施設等総合管理計画」は当町が保有する大規模施設の耐用年数、将来の更新費用、転用・廃止・集約化等の必要性などが明らかになり、今後、町が避けて通れない、現況保有施設の今後のあり方検討の際の基本資料となるものである。

（3）社会保障・税番号制度の準備状況

社会保障・税番号（マイナンバー）制度は、平成27年10月以降、全ての国民に12桁のマイナンバー（個人番号）が通知され、平成28年1

月以降には、申請により個人番号カードが交付され、利用が開始されることになる制度である。

当面は、税務署に提出する確定申告書や源泉徴収票、社会保険事務所に提出する健康保険資格取得届や被扶養者届など主に役所に提出する書面での利用が優先されているが、将来的には、個人の診察履歴、調剤履歴の分野などにも利用され、医療費や調剤費の抑制などにも活用されることが期待されている一方で、個人情報流出問題や個人の情報が勝手に使われることにならないか等の心配も話題に上がっている制度である。

ところでこの制度は今年10月には、手続きがスタートするにもかかわらず、必ずしも多くの町民の方々に浸透しているとは思われない。町では今後、町報や町ホームページへの掲載、TCCでの放映などにより周知を図るとしているが、これらの方法のみでは、特に高齢者家庭などでは徹底されないことが危惧される。すべての町民が関係することでもあり、敬老会の会場、集落説明会等、直接出向いての周知徹底を図ることが重要と考えるところである。

(4) 危険空き家対策の取組状況について

当町では、平成26年10月に「空き家等の適正管理に関する条例」を施行し、所有者に適正な維持管理を要請している。その結果、平成27年3月末現在では、114戸あった空き家が、平成27年7月現在では8戸が除却され106戸となっている。ところで、この空き家対策については、各市町村での取り組みに追随するように国により、「空家等対策の推進に関する特別措置法」(平成27年2月)が施行され、勧告に従わない場合には罰則が設けられ、必要な場合には、行政代執行による撤去が可能となった。

ただ、制度が強化されればされる程、撤去を命令する基準、代執行を行う基準は、明確かつ周辺市町との整合性が図られなければならない。他市町との基準が大きく違うことになれば、持主からの不平不満の原因となり、町民の行政不信につながりかねないからである。

現在、国の指針が示され、県の指導の下に県内市町村の統一的な判断基準を検討中とのことであるが、このような影響を念頭に入れて適切な事務の執行に取り組まれることを期待するところである。

(5) 平成26年度・27年度契約の締結状況

特に意見なし。